

教員の懲戒処分の公表について

本学の教員に対し、高知県立大学法人職員の懲戒等に関する規程に基づき、懲戒処分を行いましたので、公表します。

- (1) 処分年月日 令和8年3月25日
(2) 被処分者の所属・役職 高知県立大学健康栄養学部 教授
(3) 処分の内容 戒告
(4) 処分事案の概要

- ・業務上優位な立場にある被処分者は、自らよりも下位の職位にある同学部教員の業務上の問題点を指摘するメールを、当該教員の学部内の評価を低下させようとする意図をもって、学部内の全教員に転送した。
- ・これらの行為は、パワー・ハラスメントと認められる行為であり、「高知県立大学法人職員就業規則」第4条第1項「サービスの根本基準」、同規則第5条「法令、規程等の遵守及び職務命令に従う義務」、第6条「信用失墜行為の禁止」、第8条の2「ハラスメントの禁止及び防止」に違反することから、第35条第1号「戒告」の懲戒処分とした。

※本件に関する行為の詳細及び当事者に関する情報については、被害者のプライバシーの侵害及び二次被害を与える恐れがありますので、公表を差し控えます。

お問い合わせ先
高知県立大学（池キャンパス）
事務局 溝渕、井上
TEL:(088)847-8700

〈学長コメント〉

この度、再び本学教員による、同僚教員に対するパワー・ハラスメント行為が事実認定されたことは、誠に残念であり、遺憾であります。当該行為は個人の人権を侵害する不当な行為であり、決して容認できないものであります。被害にあわれた方、関係の方々には深くお詫び申し上げます。

大学運営の責任者として、ハラスメント防止対策のさらなる推進の必要性を痛感いたしますとともに、ハラスメントのない大学に向け、不断の取り組みを行っていく決意を新たにいたしましたところであります。

今後とも、ハラスメントの防止に向け、全力で取り組んでまいります。

〈再発防止に向けて〉

ハラスメントの防止に向けては、コミュニケーションエラーを低減することがまずは重要であり、事態が深刻化する前に相談し、改善につなげられるような体制づくりが重要であると考えます。

学生はもとより、教職員が安心して相談できる環境をさらに充実させるため、来年度4月から、学内の外部相談員について、新たにハラスメントに詳しい相談員を1名増員し、より客観性を担保した形で相談ができる体制を整えます。

また、ハラスメントの防止に関する研修につきましても、教員、職員それぞれの立場に適した内容の研修を実施するなど、研修効果をより高めていくことで、全学的なハラスメントに対する意識の向上に努めます。

今後におきましても、こうした事案が発生した場合には、毅然とした対応を行ってまいります。

令和8年3月25日

高知県公立大学法人 高知県立大学

学長 甲田 茂樹